

令和2年11月30日

令和2年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市職員給与条例（第1条関係）	・・・	1
2	鳥羽市職員給与条例（第2条関係）	・・・	2
3	鳥羽市学校設置条例	・・・	3
4	鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	・・・	4
5	鳥羽市消防団条例	・・・	5
6	鳥羽市火災予防条例	・・・	7

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市職員給与条例 (昭和31年条例第14号) (第1条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(期末手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員 (第44条第2項において「特定幹部職員」という。)) にあつては、<u>100分の105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員 (第44条第2項において「特定幹部職員」という。)) にあつては、<u>100分の110</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(期末手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員 (第44条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員 (第44条第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては、<u>100分の105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市学校設置条例 (昭和39年条例第34号)

改正案 (新)		現行 (旧)	
(名称及び位置) 第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 小学校		(名称及び位置) 第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 小学校	
(略)		(略)	
鳥羽市立安楽島小学校	鳥羽市安楽島町377番地	鳥羽市立安楽島小学校	鳥羽市安楽島町377番地
鳥羽市立弘道小学校	鳥羽市相差町1014番地	鳥羽市立鏡浦小学校	鳥羽市浦村町1744番地 1
(2) (略)		鳥羽市立弘道小学校	鳥羽市相差町1014番地
(2) (略)		(2) (略)	

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 (昭和42年条例第12号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(消防本部の位置及び名称)</p> <p>第3条 消防本部の位置及び名称は、次のとおりとする。</p> <p>位置 <u>鳥羽市安楽島町1459番地3</u></p> <p>名称 鳥羽市消防本部</p> <p>(消防署の位置名称及び管轄区域)</p> <p>第4条 消防署の位置、名称及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <p>位置 <u>鳥羽市安楽島町1459番地3</u></p> <p>名称 鳥羽市消防署</p> <p>管轄区域 市内一円</p>	<p>(消防本部の位置及び名称)</p> <p>第3条 消防本部の位置及び名称は、次のとおりとする。</p> <p>位置 <u>鳥羽市船津町281番地</u></p> <p>名称 鳥羽市消防本部</p> <p>(消防署の位置名称及び管轄区域)</p> <p>第4条 消防署の位置、名称及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <p>位置 <u>鳥羽市船津町281番地</u></p> <p>名称 鳥羽市消防署</p> <p>管轄区域 市内一円</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市消防団条例 (昭和47年条例第2号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(団員の種類)</p> <p><u>第3条の2 団員は、次の各号に掲げる基本団員及び災害支援団員とする。</u></p> <p><u>(1) 基本団員 災害支援団員以外の団員をいう。</u></p> <p><u>(2) 災害支援団員 市長が別に定める特定の役割又は活動に限り従事する団員をいう。</u></p> <p>(任用)</p> <p>第4条 消防団長 (以下「団長」という。) は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 災害支援団員にあつては、団員又は消防職員として1年以上の経験を有する者</u></p> <p>削除</p> <p>(分限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第4条に該当しなくなったとき。</u></p>	<p>(任用)</p> <p>第4条 消防団長 (以下「団長」という。) は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2 前項第2号の規定は、団長が必要と認めた特殊技能者については適用しない。</u></p> <p>(分限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第4条第1項に該当しなくなったとき。</u></p>

改正案 (新)			現行 (旧)		
別表第1 (第13条関係)			別表第1 (第13条関係)		
階級	支給単位	金額	階級	支給単位	金額
(略)			(略)		
団員	年額	25,500円	団員	年額	25,500円
災害支援団員	年額	6,000円			

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市火災予防条例 (昭和37年条例第13号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)</u>に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)</u>を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないもの</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p><u>に面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(5) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p><u>(16)</u> 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵するものについては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ <u>温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>エ <u>制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p><u>(17)・(18)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p><u>(11)～(14)</u> (略)</p> <p><u>(15) 水素ガスを充填する気球</u></p>	<p><u>(12)</u> 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵するものについては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。<u>また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p><u>(13)・(14)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)～(13)</u> (略)</p> <p><u>(14) 水素ガスを充てんする気球</u></p>